

熊本県公報

第 1 1 7 1 8 号
平成 20 年 7 月 11 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 1
- " "……………(") 2
- " "……………(") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(") 2
- 特定計量器定期検査の実施に伴う告示……………(産業支援課) 3
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) 4
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4
- " "……………(") 4
- 道路の区域変更……………(") 5
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) 5
- 指定障害福祉サービス事業者に係る指定事項の変更……………(障害者支援総室) 8
- " "……………(") 8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 8
- 生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 8
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 9
- 生活保護法の規定による施術者の変更……………(") 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………(") 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止……………(") 10
- 平成 20 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………(財政課) 10

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……………(森林保全課) 29
- 第 5 回川辺川ダム事業に関する有識者会議の開催……………(川辺川ダム総合対策課) 29
- 山鹿都市計画特別用途地区の決定……………(都市計画課) 30

登 載 依 頼

- 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令……………(教育政策課) 30
- 熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則……………(体育保健課) 31
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の借入れに係る一般競争入札の実施……………(警察本部情報管理課) 31
- 第 2 回熊本県教育振興基本計画検討委員会の開催……………(教育政策課) 34

正 誤

- 平成 20 年 3 月 31 日熊本県告示第 279 号 (熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱) 中……………(環境保全課) 34

告 示

熊本県告示第 640 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2452 の 12

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 641 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町大字正清字本村 277 の 1 の 1、277 の 1 の 2、277 の 3、278 の 1、278 の 2、293 の 1 から 293 の 4 まで

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 642 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字上小觸 3123 の 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上小觸 3123 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 643 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊

本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第644号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、八代市及び八代郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成20年7月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
氷川町	平成20年8月25日	午前10時から午後3時まで	氷川町役場	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
氷川町	平成20年8月26日	午前10時から午後3時まで	氷川町公民館	
八代市	平成20年8月27日	午前10時から午前11時半まで	JA やつしろ 北新地支所	
八代市	平成20年8月27日	午後1時から午後3時まで	JA やつしろ 鏡支所	
八代市	平成20年8月28日	午前10時から午後3時まで	JA やつしろ 鏡支所	
八代市	平成20年8月29日	午前10時から午後3時まで	八代市鏡支所	
八代市	平成20年9月1日	午前10時から午後3時まで	八代市千丁支所	
八代市	平成20年9月2日	午前10時から午後3時まで	八代市東陽支所	
八代市	平成20年9月3日	午前11時から午後3時まで	八代市五家荘デイサービスセンター	
八代市	平成20年9月4日	午前10時から午後3時まで	八代市泉支所	
八代市	平成20年9月5日	午前10時から午後3時まで	八代市 泉農村研修センター	
八代市	平成20年9月8日	午前10時から午後3時まで	八代市 南部市民センター	
八代市	平成20年9月9日	午前10時から正午まで	高田公民館	
八代市	平成20年9月9日	午後1時半から午後3時まで	宮地公民館	
八代市	平成20年9月10日	午前10時から正午まで	郡築公民館	
八代市	平成20年9月10日	午後1時半から午後3時まで	金剛公民館	
八代市	平成20年9月11日	午前10時から正午まで	八千把公民館	
八代市	平成20年9月11日	午後1時半から午後3時まで	松高公民館	
八代市	平成20年9月12日	午前10時から正午まで	植柳公民館	
八代市	平成20年9月12日	午後1時半から午後3時まで	八代市 農事研修センター	

八代市	平成 20 年 9 月 16 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	坂本中央公民館
八代市	平成 20 年 9 月 16 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	太田郷公民館
八代市	平成 20 年 9 月 17 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代公民館
八代市	平成 20 年 9 月 18 日	午前 10 時から午後 3 時まで	代陽公民館
八代市	平成 20 年 9 月 19 日	午前 10 時から午後 3 時まで	代陽公民館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 20 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものについては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 645 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
佐多石油株式会社	代表取締役 佐多 修一	熊本市山室三丁目 4 番 18 号	平成 20 年 7 月 1 日

熊本県告示第 646 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 274 番 1 地先から 同所 257 番地先まで	156.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 7 月 11 日

熊本県告示第 647 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	大津植木線	菊池郡大津町大字室字北出口 1400 番 6 地先から 同郡菊陽町大字原水字古閑原上 3686 番 6 地先まで	161.0	道路法第 24 条工事
-------	-------	---	-------	----------------

2 供用を開始する期日 平成 20 年 7 月 11 日

熊本県告示第 648 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名市小浜字本手 233 番 7 地先から 同所 221 番地先まで	前	9.0 ～ 14.0	33.5	やさ道交 1 地
			後	11.4 ～ 16.8	33.5	
一般県道	熊本山鹿自 転車道線	鹿本郡植木町大字鑑田字野入 970 番 4 地先から 同所 970 番 4 地先まで	前	7.0 ～ 8.0	23.6	道路法第 24 条工事
			後	7.0 ～ 8.0	23.6	
				3.2 ～ 10.4	31.1	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 7 月 11 日

熊本県告示第 649 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 しゅん功認可年月日

平成 20 年 7 月 3 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県

3 埋立区域

(1) 位置

1 工区

葦北郡芦北町大字井牟田字中浦 1141 の 1、1141 の 2、1141 の 3、1139 の 3、字和田 1138 の 3、1090 の 1 及びこれらの区域に介在する水路地先並びに 1090 の 1 に隣接する無番地（堤）地先公有水面

2 工区

葦北郡芦北町大字井牟田字和田 1090 の 1 に隣接する無番地（堤）地先並びに 1090 の 1、字洲濱 530 の 4、535 の 3 及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面

3 工区

葦北郡芦北町大字井牟田字洲濱 519 の 1 に隣接する道路、519 の 1、528 及び 527 の 1 に隣接する無番地地先並びに 527 の 1、525、519 の 1、字水尻 480 の 2 及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面

4 工区

葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 480 の 2 地先並びに 480 の 2、471 の 4 に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の地点のうち、1-1の地点から1-58の地点までを順次直線で結んだ線及び1-58の地点と1-1の地点を結ぶ平成14年の春分の日の満潮位(D.L. + 3.84メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1-1の地点 井牟田漁港6号防波堤に設置された図根三角点B1(北緯32度23分46秒05、東経130度31分38秒50。以下「基点」という)から217度00分59秒489.52メートルの地点

1-2の地点	1-1の地点から322度28分51秒	14.83メートルの地点
1-3の地点	1-2の地点から322度37分49秒	5.27メートルの地点
1-4の地点	1-3の地点から326度55分37秒	4.89メートルの地点
1-5の地点	1-4の地点から331度12分32秒	5.07メートルの地点
1-6の地点	1-5の地点から334度24分24秒	6.07メートルの地点
1-7の地点	1-6の地点から338度16分47秒	5.24メートルの地点
1-8の地点	1-7の地点から347度04分03秒	5.54メートルの地点
1-9の地点	1-8の地点から353度05分20秒	5.65メートルの地点
1-10の地点	1-9の地点から359度00分10秒	5.17メートルの地点
1-11の地点	1-10の地点から3度50分12秒	5.08メートルの地点
1-12の地点	1-11の地点から9度54分15秒	5.12メートルの地点
1-13の地点	1-12の地点から14度21分34秒	3.87メートルの地点
1-14の地点	1-13の地点から18度42分33秒	3.30メートルの地点
1-15の地点	1-14の地点から23度44分14秒	5.17メートルの地点
1-16の地点	1-15の地点から30度20分44秒	5.09メートルの地点
1-17の地点	1-16の地点から34度09分23秒	5.11メートルの地点
1-18の地点	1-17の地点から40度45分38秒	5.07メートルの地点
1-19の地点	1-18の地点から45度32分08秒	5.30メートルの地点
1-20の地点	1-19の地点から52度06分54秒	4.97メートルの地点
1-21の地点	1-20の地点から55度19分04秒	5.61メートルの地点
1-22の地点	1-21の地点から57度58分14秒	5.07メートルの地点
1-23の地点	1-22の地点から61度16分23秒	5.10メートルの地点
1-24の地点	1-23の地点から63度50分46秒	11.84メートルの地点
1-25の地点	1-24の地点から57度17分23秒	8.27メートルの地点
1-26の地点	1-25の地点から57度05分06秒	11.69メートルの地点
1-27の地点	1-26の地点から56度22分00秒	8.40メートルの地点
1-28の地点	1-27の地点から56度03分40秒	9.58メートルの地点
1-29の地点	1-28の地点から59度43分07秒	3.31メートルの地点
1-30の地点	1-29の地点から60度33分34秒	6.77メートルの地点
1-31の地点	1-30の地点から60度32分38秒	7.63メートルの地点
1-32の地点	1-31の地点から59度38分41秒	5.01メートルの地点
1-33の地点	1-32の地点から52度36分01秒	4.76メートルの地点
1-34の地点	1-33の地点から52度04分09秒	8.10メートルの地点
1-35の地点	1-34の地点から52度05分48秒	7.10メートルの地点
1-36の地点	1-35の地点から52度31分44秒	6.10メートルの地点
1-37の地点	1-36の地点から53度06分50秒	7.06メートルの地点
1-38の地点	1-37の地点から53度26分23秒	7.03メートルの地点
1-39の地点	1-38の地点から53度49分35秒	9.22メートルの地点
1-40の地点	1-39の地点から54度12分47秒	10.69メートルの地点
1-41の地点	1-40の地点から54度32分30秒	20.13メートルの地点
1-42の地点	1-41の地点から54度34分08秒	19.99メートルの地点
1-43の地点	1-42の地点から54度33分45秒	19.92メートルの地点
1-44の地点	1-43の地点から54度36分01秒	12.55メートルの地点
1-45の地点	1-44の地点から54度21分15秒	7.40メートルの地点
1-46の地点	1-45の地点から53度39分54秒	8.35メートルの地点
1-47の地点	1-46の地点から52度13分28秒	5.06メートルの地点
1-48の地点	1-47の地点から50度28分39秒	6.22メートルの地点
1-49の地点	1-48の地点から48度21分10秒	6.89メートルの地点
1-50の地点	1-49の地点から45度43分19秒	6.17メートルの地点
1-51の地点	1-50の地点から44度14分04秒	6.35メートルの地点
1-52の地点	1-51の地点から42度13分52秒	9.08メートルの地点
1-53の地点	1-52の地点から41度32分43秒	10.80メートルの地点
1-54の地点	1-53の地点から41度21分38秒	20.05メートルの地点
1-55の地点	1-54の地点から41度22分28秒	20.02メートルの地点
1-56の地点	1-55の地点から41度24分35秒	19.99メートルの地点
1-57の地点	1-56の地点から41度11分30秒	9.47メートルの地点
1-58の地点	1-57の地点から41度16分29秒	4.24メートルの地点

2 工区

次の地点のうち、2-1の地点から2-10の地点までを順次直線で結んだ線及び2-10の地点と2-1の地点を結ぶ平成14年の春分の日の満潮位（D.L. + 3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

2-1の地点	基点から191度15分57秒	74.07	メートルの地点
2-2の地点	2-1の地点から41度21分13秒	2.89	メートルの地点
2-3の地点	2-2の地点から41度56分29秒	11.13	メートルの地点
2-4の地点	2-3の地点から42度39分59秒	9.03	メートルの地点
2-5の地点	2-4の地点から44度09分39秒	10.62	メートルの地点
2-6の地点	2-5の地点から44度49分49秒	9.55	メートルの地点
2-7の地点	2-6の地点から46度06分49秒	9.82	メートルの地点
2-8の地点	2-7の地点から47度22分52秒	10.38	メートルの地点
2-9の地点	2-8の地点から48度14分50秒	7.99	メートルの地点
2-10の地点	2-9の地点から49度22分32秒	2.69	メートルの地点

3 工区

次の地点のうち、3-1の地点から3-23の地点までを順次直線で結んだ線、3-23の地点と3-24の地点を直線で結んだ線及び3-24の地点と3-1の地点を結ぶ平成14年の春分の日の満潮位（D.L. + 3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

3-1の地点	基点から49度52分00秒	56.34	メートルの地点
3-2の地点	3-1の地点から50度19分28秒	5.64	メートルの地点
3-3の地点	3-2の地点から50度21分10秒	19.94	メートルの地点
3-4の地点	3-3の地点から50度20分40秒	20.04	メートルの地点
3-5の地点	3-4の地点から50度21分50秒	9.53	メートルの地点
3-6の地点	3-5の地点から49度54分13秒	10.34	メートルの地点
3-7の地点	3-6の地点から49度24分45秒	4.50	メートルの地点
3-8の地点	3-7の地点から48度16分55秒	5.06	メートルの地点
3-9の地点	3-8の地点から46度45分03秒	4.86	メートルの地点
3-10の地点	3-9の地点から45度04分41秒	5.18	メートルの地点
3-11の地点	3-10の地点から43度30分20秒	4.88	メートルの地点
3-12の地点	3-11の地点から41度40分21秒	4.87	メートルの地点
3-13の地点	3-12の地点から40度57分54秒	5.13	メートルの地点
3-14の地点	3-13の地点から39度19分58秒	4.65	メートルの地点
3-15の地点	3-14の地点から37度55分51秒	5.40	メートルの地点
3-16の地点	3-15の地点から37度02分33秒	4.65	メートルの地点
3-17の地点	3-16の地点から35度46分16秒	9.70	メートルの地点
3-18の地点	3-17の地点から34度59分40秒	19.86	メートルの地点
3-19の地点	3-18の地点から35度01分37秒	20.09	メートルの地点
3-20の地点	3-19の地点から35度01分30秒	20.00	メートルの地点
3-21の地点	3-20の地点から35度02分43秒	10.55	メートルの地点
3-22の地点	3-21の地点から35度17分12秒	4.78	メートルの地点
3-23の地点	3-22の地点から35度42分52秒	3.77	メートルの地点
3-24の地点	3-23の地点から136度13分00秒	14.99	メートルの地点

4 工区

次の地点のうち、3-24の地点から3-23の地点を経由して4-6の地点までを順次直線で結んだ線、4-6の地点と4-7の地点を直線で結んだ線及び4-7の地点と3-24の地点を結ぶ平成14年の春分の日の満潮位（D.L. + 3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

3-24の地点	基点から56度13分12秒	242.32	メートルの地点
3-23の地点	3-24の地点から316度13分00秒	14.99	メートルの地点
4-1の地点	3-23の地点から36度04分10秒	1.00	メートルの地点
4-2の地点	4-1の地点から36度26分06秒	5.27	メートルの地点
4-3の地点	4-2の地点から37度30分00秒	5.09	メートルの地点
4-4の地点	4-3の地点から38度35分21秒	5.07	メートルの地点
4-5の地点	4-4の地点から39度48分20秒	4.92	メートルの地点
4-6の地点	4-5の地点から41度24分52秒	5.43	メートルの地点
4-7の地点	4-6の地点から132度16分48秒	12.37	メートルの地点

(3) 面積

1 工区	8,600.68	平方メートル
2 工区	813.01	平方メートル
3 工区	2,426.55	平方メートル
4 工区	374.33	平方メートル
計	12,214.57	平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成14年11月12日熊本県指令漁第34号
熊本県指令河第26号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課、熊本県芦北地域振興局土木部工務課及び芦北町農林水産課

熊本県告示第 650 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人横田会 Works みらい 就労継続支援 B 型	事業所の所在地	鹿本郡植木町投刀塚 295 番地 2	鹿本郡植木町鑑田 1037	平成 20 年 5 月 20 日

熊本県告示第 651 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
セントケア熊本株式会社 セントケア御船 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	上益城郡御船町大字御船 912 番地 1	上益城郡御船町滝川 1190 番地 1 フラワーハイツ C 棟 1 F - A 号室	平成 20 年 6 月 17 日

熊本県告示第 652 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
小屋迫医院	上益城郡甲佐町岩下 96 番地 1	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 653 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
かわはら眼科クリニック	所 在 地		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 3198 番地 1	天草市八幡町 7 番 26 号	
やました医院	所 在 地		平成 19 年 12 月 8 日
	天草市本渡町本戸馬場 3159 番地 1	天草市北原町 2 番 1 号	

熊本県告示第 654 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
小屋迫医院	上益城郡甲佐町大字岩下 96 番地	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 655 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次の施術者から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復）

施術所名称	施 術 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
築地整骨院	築地 広幸	施 術 所		平成 20 年 3 月 31 日
		水俣市栄町二丁目 3 番 17 号 栄ビル 1 F	水俣市大黒町二丁目 2 番 6 号	

熊本県告示第 656 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
幡手耳鼻咽喉科クリニック	宇土市南段原町 26 番 1	平成 20 年 5 月 1 日
藤原クリニック	山鹿市南島 387	平成 20 年 5 月 1 日
宮崎クリニック	玉名市天水町小天 6930	平成 20 年 4 月 1 日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
はるの歯科クリニック	合志市須屋 262 番地 5	平成 20 年 5 月 13 日
蔵本歯科医院	荒尾市大正町一丁目 2 番 24 号	平成 20 年 4 月 1 日

（薬局）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
えのきづ薬局	下益城郡富合町榎津 1201 番地 2	平成 20 年 5 月 8 日

熊本県告示第 657 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	

医療法人社団同心会古城病院	名 称		平成 20 年 4 月 1 日
	医療法人同心会古城病院	医療法人社団同心会古城病院	
光の森メンタルクリニック	所 在 地		平成 20 年 4 月 1 日
	菊池郡菊陽町津久礼 3326 番地 2	菊池郡菊陽町光の森七丁目 41 番地 4	

熊本県告示第 658 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
宇土産婦人科医院	宇土市栄町 10	平成 20 年 4 月 1 日
十善クリニック	玉名市天水町小天 6930	平成 20 年 4 月 1 日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
蔵本歯科医院	荒尾市大正町一丁目 2 番 24 号	平成 20 年 4 月 1 日

（薬局）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
清風きらら薬局	球磨郡錦町一武 1950 番地 1	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 659 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復）

施術所名称	施 術 者	所 在 地	廃止年月日
整骨院 H. B. C 光の森	河村 崇司	菊池郡菊陽町光の森七丁目 33 番 1 号 ゆめタウン光の森 2F	平成 20 年 4 月 1 日
整骨院 H. B. C 光の森	米川 仁	菊池郡菊陽町光の森七丁目 33 番 1 号 ゆめタウン光の森 2F	平成 20 年 4 月 1 日
整骨院 啓	大庭 智成	荒尾市原万田八反田 630 番地 1 ロックタウン荒尾	平成 20 年 4 月 21 日

熊本県告示第 660 号

平成 20 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 20 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成20年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,691,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,186,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	2,655,165	4,134,241	6,789,406
	1 分担金	295,732	352,254	647,986
	2 負担金	2,359,433	3,781,987	6,141,420
2	使用料及び手数料	11,227,992	10,216	11,238,208
	1 使用料	8,050,733	△ 4,354	8,046,379
	2 手数料	3,177,259	14,570	3,191,829
3	国庫支出金	71,872,680	26,296,379	98,169,059
	1 国庫負担金	35,138,843	66,387	35,205,230
	2 国庫補助金	35,523,429	26,037,931	61,561,360
	3 国庫委託金	1,210,408	192,061	1,402,469
4	財産収入	3,919,156	544,510	4,463,666
	1 財産運用収入	1,229,785	480	1,230,265
	2 財産売払収入	2,689,371	544,030	3,233,401
5	寄附金	53,341	21,801	75,142

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 寄附金	53,341	21,801	75,142
6 繰入金		21,887,700	16,811,811	38,699,511
	1 基金繰入金	19,411,285	16,811,811	36,223,096
7 諸収入		30,660,747	5,949,452	36,610,199
	1 受託事業収入	1,190,210	268,682	1,458,892
	2 収益事業収入	4,174,565	2,082,432	6,256,997
	3 雑入	1,760,521	3,598,338	5,358,859
8 県債		49,604,000	51,923,000	101,527,000
	1 県債	49,604,000	51,923,000	101,527,000
歳入合計		617,495,291	105,691,410	723,186,701

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		30,737,809	974,741	31,712,550
	1 総務管理費	13,218,300	41,087	13,259,387
	2 企画費	3,341,225	921,557	4,262,782
	3 徴税費	7,928,445	3,640	7,932,085
	4 防災費	1,052,911	8,457	1,061,368
2 民生費		72,156,319	1,029,452	73,185,771
	1 社会福祉費	48,023,800	689,149	48,712,949
	2 児童福祉費	20,240,374	340,303	20,580,677
3 衛生費		39,025,828	1,072,999	40,098,827
	1 公衆衛生費	28,314,883	250,793	28,565,676
	2 環境衛生費	7,914,281	393,491	8,307,772
	3 医薬費	636,451	428,715	1,065,166
4 労働費		1,668,710	42,553	1,711,263
	1 労政費	227,230	1,242	228,472

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 職業訓練費	1,188,126	5,566	1,193,692
	3 失業対策費	116,746	35,745	152,491
5 農 林 水 産 業 費		39,319,590	29,501,694	68,821,284
	1 農 業 費	9,979,044	4,470,911	14,449,955
	2 畜 産 業 費	1,905,710	1,598,009	3,503,719
	3 農 地 費	12,217,793	13,880,328	26,098,121
	4 林 業 費	10,111,326	7,941,660	18,052,986
	5 水 産 業 費	5,105,717	1,610,786	6,716,503
6 商 工 費		24,886,837	4,878,554	29,765,391
	1 商 業 費	22,586,981	205,923	22,792,904
	2 工 鉱 業 費	1,760,376	4,614,795	6,375,171
	3 観 光 費	539,480	57,836	597,316
7 土 木 費		38,789,307	64,849,880	103,639,187
	1 土 木 管 理 費	2,776,471	18,628,158	21,404,629
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,912,332	26,130,319	48,042,651

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川海岸費	6,806,113	13,882,293	20,688,406
	4 港湾費	1,515,829	2,885,929	4,401,758
	5 都市計画費	4,412,801	2,773,110	7,185,911
	6 住宅費	1,365,761	550,071	1,915,832
8 警察費		42,441,065	109,887	42,550,952
	1 警察管理費	38,844,161	3,150	38,847,311
	2 警察活動費	3,596,904	106,737	3,703,641
9 教育費		169,053,312	3,151,650	172,204,962
	1 教育総務費	23,697,025	348,273	24,045,298
	2 高等学校費	31,978,771	2,262,741	34,241,512
	3 特別支援学校費	9,031,713	296,517	9,328,230
	4 社会教育費	2,421,173	125,149	2,546,322
	5 保健体育費	1,755,861	118,970	1,874,831
10 災害復旧費		3,639,090	80,000	3,719,090
	1 土木災害復旧費	2,117,000	80,000	2,197,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳	出	617,495,291	105,691,410	723,186,701
合	計			

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 画図南部地区県営かんがい排水事業 熊 本 市	平成21年度 ～平成23年度	千円 1,500,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	 400,000 700,000 400,000
2 片島地区県営かんがい排水事業 宇 城 市	平成21年度 ～平成22年度	620,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	 270,000 350,000
3 東牟田地区県営かんがい排水事業 八 代 市	平成21年度 ～平成22年度	180,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	 100,000 80,000
4 鏡町塩浜地区県営かんがい排水事業 八 代 市	平成21年度 ～平成22年度	370,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	 210,000 160,000
5 南小国西部4期地区農免農道事業 南 小 国 町	平成21年度	130,000
6 鹿本3期地区広域農道事業 山 鹿 市	平成21年度	220,000
7 大維地区広域農道事業 上 天 草 市	平成21年度	200,000
8 上野地区障害防止事業 御 船 町	平成21年度	100,000
9 除川地区農地防災事業 熊 本 市	平成21年度	350,000
10 産業技術センター本館等整備事業 熊 本 市	平成21年度 ～平成22年度	35,595
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	 20,934 14,661
11 特殊改良事業 (国道324号新松原橋) 苓 北 町	平成21年度 ～平成22年度	193,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	 131,000 62,000
12 特殊改良事業 (国道388号佐本橋) 湯 前 町	平成21年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額
13 河川総合開発事業 (氷川ダム低水放流設備) 八 代 市	平成21年度	千円 215,000
14 連続立体交差事業 (中部污水幹線) 熊 本 市	平成21年度 ～平成22年度	650,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	350,000 300,000
15 公営住宅建設事業 (県営月浦団地) 水 俣 市	平成21年度	307,060
16 違法駐車対策業務	平成21年度 ～平成22年度	97,461
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	48,731 48,730
17 併設型中高一貫教育導入事業 八 代 市	平成21年度	145,626
18 県立総合体育館消防用設備整備事業 熊 本 市	平成21年度	84,968

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 事務機器等賃借	平成21年度 ～平成27年度	千円 927,409	平成21年度 ～平成27年度	千円 955,933
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成21年度	222,239	平成21年度	228,732
	平成22年度	196,701	平成22年度	202,528
	平成23年度	196,456	平成23年度	202,283
	平成24年度	196,407	平成24年度	202,234
	平成25年度	113,240	平成25年度	117,790
	平成26年度	1,670	平成26年度	1,670
	平成27年度	696	平成27年度	696

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
造 林 国庫補助事業費	90,000	(借入先) 財務省、公営企		据置期間を含め 30年以内
空 港 直 轄 事 業 負 担 金	184,000	業金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等
農地海岸直轄事業 負 担 金	270,000	(借入方法)		償還、満期一括償 還等
治 山 直 轄 事 業 負 担 金	129,000	証書借入又は証		但し、県財政の
道 路 直 轄 事 業 負 担 金	5,956,000	券発行（他の地方 公共団体との共同		都合により、繰上
河 川 直 轄 事 業 負 担 金	2,776,000	発行を含む。）		償還をなし、又は
砂 防 直 轄 事 業 負 担 金	157,000	(その他)	年10%	借り換えをするこ とができる。
港 湾 直 轄 事 業 負 担 金	671,000	工事その他の都	以 内	
公 共 土 木 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	80,000	合により、一部も しくは全部を翌年		
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	243,000	度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
大 気 汚 染 防 止 監 視 体 制 整 備 事 業 費	37,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単 県 農 道 整 備 事 業 費	59,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	47,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
地 域 中 小 企 業 応 援 フ ァ ン ド 貸 付 事 業 費	9,000	額を限度額とする ことができる。		
九 州 新 幹 線 建 設 事 業 費	17,311,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域中小企業 応援ファンド 貸付金	千円 2,000,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	無 利 子	据置期間を含め 10年以内 半年賦元金均等 償還、満期一括償 還等
計	30,019,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	1,249,000	(借入先) 財務省、公		据置期間を 含め30年以内	3,387,000			
農地防災国庫補助事業費	78,000	営企業金融公		半年賦元利	261,000			
湛水防除国庫補助事業費	20,000	庫、会社、そ		均等償還又は	161,000			
林道国庫補助事業費	595,000	の他		元金均等償還、	1,329,000			
治山国庫補助事業費	989,000	(借入方法) 証書借入又		満期一括償還 等	1,963,000			
保安林整備国庫補助事業費	118,000	は証券発行(他		但し、県財	264,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	32,000	の地方公共団		政の都合によ	250,000			
漁港国庫補助事業費	288,000	体との共同発		行、繰上償還	634,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	1,994,000	(その他)	年10%	借り換えをす	4,165,000			
道路維持国庫補助事業費	1,426,000	工事その他	以 内	ることができる。	2,100,000			(補正前に同じ)
河川国庫補助事業費	557,000	の都合により、			1,728,000			
海岸保全国庫補助事業費	153,000	一部もしくは			222,000			
砂防国庫補助事業費	909,000	全部を翌年度			2,339,000			
港湾建設国庫補助事業費	228,000	以降に繰り下			765,000			
街路国庫補助事業費	145,000	げて借り入れ			426,000			
公営住宅建設事業費	34,000	することがで			319,000			
単県治山事業費	8,000	きる。			53,000			
産業技術センター整備事業費	38,000	発行価格が			402,000			
県有施設耐震整備事業費	6,000	額面金額を下			22,000			
単県道路整備事業費	4,093,000	回るときは、			9,905,000			
単県河川整備事業費	254,000	その発行差額			1,542,000			
単県砂防整備事業費	179,000	をうめるため			444,000			
単県海岸整備事業費	122,000	必要な金額を			186,000			
単県街路整備事業費	1,082,000	加算した額を			1,984,000			
		限度額とする						
		ことができる。						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通安全施設整備事業費	千円 276,000	(借入先) 財務省、公		据置期間を 含め30年以内	千円 306,000			
県立高等学校整備事業費	878,000	営企業金融公		半年賦元利	2,341,000			
社会教育施設整備事業費	6,000	庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10% 以 内	均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ る。	74,000			(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備費 事業業費	千円	(借入先) 財務省、公 営企業金融公 庫、会社、そ の他		据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等	千円			
	32,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	81,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	15,749,000				37,653,000			

平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		313,368	54,000	367,368
	1 工 鉱 業 費	313,368	54,000	367,368
歳 出 合 計		323,104	54,000	377,104

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		42,008	54,000	96,008
	1 繰越金	42,008	54,000	96,008
歳 入 合 計		323,104	54,000	377,104

公 告

熊本県公告第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成20年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

古木 てい熊、小林 勝三郎、小林 榮、江藤 寛治、市原 又熊、市原 熊次郎、市原 久太郎、市原 伊作、市原 勘太郎、市原 仙三郎、市原 阿次、市原 作太郎、市原 長次郎、市原 才寿、市原 佐一郎、市原 丑太郎、市原 喜一郎、市原 一雄、市原 秀三郎、市原 忠八、市原 勝馬、市原 猪一郎、市原 新四郎、市原 理平太、市原 秀男、市原 未喜、吉田 松熊、高木 荒今朝、高木 荒熊、古木 九三郎、古木 傳七、古木 真熊、古木 芳太郎、江島 伊一郎、古木 亀喜、古木 てい彦、高木 常太郎、古木 治郎平、古木 徳次郎、宮崎 スガ、古木 知三郎、森永 久太郎、本郷 権六、佐藤 又郎、高木 勝熊、江藤 源六、吉田 松熊、家入 浅次、中村 千代次、市原 博、石田 政一、江藤 太平次、佐藤 正平、古閑 一治、筑紫 末時、江藤 洋美、米村 正憲、鳴川 信行、岩下 貞夫、光山 宗久、江藤 宏晃、白石 六雄

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年6月9日付け熊本県告示第571号による。

熊本県公告第501号

第5回川辺川ダム事業に関する有職者会議を、次のとおり開催する。

平成20年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 現地調査

(1) 期日

平成20年7月12日（土）から13日（日）まで

(2) 現地調査予定箇所及び時間

平成20年7月12日（土）

ア 萩原堤防（八代市）

午後0時55分から午後1時20分まで

イ 漆口地区（芦北町）

午後2時05分から午後2時20分まで

ウ 一勝地地区（球磨村）

午後2時30分から午後2時50分まで

エ 織月大橋付近（人吉市）

午後3時10分から午後3時25分まで

オ 水の手橋付近（人吉市）

午後3時35分から午後3時50分まで

カ 川辺川ダム建設予定地・445号沿い（相良村）

午後4時20分から午後4時35分まで

キ 五木村役場（五木村）

午後4時45分から午後5時15分まで

ク 小八重橋付近（五木村）

午後5時20分から午後5時30分まで

ケ 川辺川ダム建設予定地・村道側（相良村）

午後5時40分から午後5時55分まで

平成20年7月13日（日）

コ 市房ダム（水上村）

午前9時30分から午前9時50分まで

サ 木綿葉橋付近（錦町）

午前10時40分から午前11時00分まで

(3) その他

現地調査予定箇所及び時間については、変更することがある。

2 流域市町村長及び住民団体の代表からの意見聴取

(1) 日時

平成20年7月13日（日）

午前11時30分から午後0時15分まで

(2) 場所

- 熊本県人吉市西間下町 86 番 1
熊本県球磨総合庁舎 2 階 大会議室
- (3) その他
時間については、変更することがある。
- 3 委員による会議
- (1) 日時
平成 20 年 7 月 13 日 (日)
午後 1 時から午後 2 時まで
- (2) 場所
熊本県人吉市西間下町 86 番 1
熊本県球磨総合庁舎 2 階 大会議室
- (3) 議題
ア 現地の状況について
イ その他
- (4) その他
時間については、変更することがある。
- 4 2 及び 3 の傍聴等について
- (1) 傍聴者の定員
30 人
- (2) 傍聴手続
ア 2 及び 3 の傍聴を希望する者は、2 の開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までに受付を行うこと。
イ 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
ウ 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- (3) その他
1 の現地調査の傍聴については、現地の状況によるので、現地係員の指示に従うこと。現地の状況によっては、傍聴を断ることがある。
- 5 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課
電話番号 096-333-2139

熊本県公告第 502 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成 20 年 7 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画特別用途地区（山鹿市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第 10 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 7 月 11 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁文書規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1（第 8 条関係）(3) 県立学校の部「熊本県立倉岳高等学校 倉高」の項を削り、「熊本県立苓北養護学校 苓養」の項の次に「熊本県立宇土中学校 宇中」及び「熊本県立八代中学校 八中」の項を加える。

附 則

この訓令中別表第 1（第 8 条関係）の「熊本県立倉岳高等学校 倉高」の項を削る規定は、平成 21 年 4 月 1 日から、別表第 1（第 8 条関係）の「熊本県立宇土中学校 宇中」及び「熊本県立八代中学校 八中」の項を加える規定は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第12号

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「熊本県教育委員会指令教施第 号により下記のとおり許可になったので通知します。」を「 年 月 日付け申請の施設等の使用については、次のとおり許可します。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の熊本県立学校体育施設の使用に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

熊情管公告第1538号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年7月11日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 一式
- (2) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合 OA システム要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (3) 借入期間
平成20年10月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 納入期限
平成20年9月30日（火）
- (5) 借入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
- (8) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加者資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成20年8月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。

- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2 の (2) ～ (5) に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が 1MB を超える場合には、4 の (1) に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合
申請書等を 4 の (1) に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成 20 年 8 月 11 日（月）午後 5 時 30 分まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
(1) 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係
（熊本県警察本部庁舎 4 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048 ファックス番号 096-381-2048
- (2) 入札仕様書等
ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成 20 年 8 月 20 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は 4 の (1) に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3 の (3) 記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 20 年 8 月 20 日（水）午後 5 時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成 20 年 8 月 21 日（木）午前 10 時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部警務部情報管理課 OA 研修室
（熊本県警察本部庁舎 9 階）
- (4) 開札の日時及び場所
4 の (3) のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成 20 年 8 月 21 日（木）午前 11 時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
(1) 入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4 の (3) のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の (1) に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式に

- よるものとする。
- イ 紙入札方式により持参する場合
別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式4の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成20年8月20日(水)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入期間月数(60月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
September 30th, 2008
- (3) Date and place to submit bidding:
August 21st, 2008, 10:00 a.m.
Kumamoto Prefectural Police
9th floor OA training Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
August 20th, 2008, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

熊本県教育委員会公告第 11 号

第 2 回熊本県教育振興基本計画検討委員会の開催について
第 2 回熊本県教育振興基本計画検討委員会を次のとおり開催します。
平成 20 年 7 月 11 日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 1 開催日時
平成 20 年 7 月 15 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 10 階 1002 会議室
- 3 議事
(1) 第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の議事概要について
(2) 国の教育振興基本計画について
(3) 熊本県教育振興基本計画素案（案）について
(4) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行ってください。なお、傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）
（電話 096-333-2673）

正 誤

りがあったので、次のとおり訂正する

ページ	行	正	誤
43	21	第10条の見出し	第9条の見出し
	26	第9条中	第8条中
	30	第8条を削り、第7条第1項中	第7条第1項中

